

東郷町週休 2 日制工事実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休 2 日制工事を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 工事完了日 完了届提出日をいう。

(3) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日までをいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

ウ 夏季休暇（3 日間）

エ 年末年始休暇（6 日間）

オ 工場製作のみの期間

カ 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合の、施工開始日を含む週

キ 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合の、施工完了日を含む週

ク 工事全体を一時中止している期間

ケ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週 6 日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(4) 完全週休 2 日取得率 対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。

(5) 休日取得率 対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、東郷町が発注する工事で、次の各号のいずれかに該当する工事を除いたもののうちから町長が指定したものとする。

- (1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
- (6) 第8条の規定に基づく経費補正を行う前の当初設計金額が1千万円未満の工事

(形式)

第4条 週休2日制工事の形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事 対象期間において休工対象日に休工を実施する工事とする。
- (2) 週休2日制工事 対象期間の全日数の28.5%（2／7）以上の日数の休工を実施する工事とする。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認めるものとする。
- 2 完全週休2日制工事における休工対象日は、原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。
- 3 週休2日制工事における休工日の設定については、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。また、毎週土曜日を休工とするよう努めるものとする。

(取組内容)

第5条 完全週休2日制工事及び週休2日制工事における取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休 2 日制工事又は週休 2 日制工事（以下「週休 2 日制工事等」という。）のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように休工取得計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (2) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により休工実施状況報告書を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (3) 発注者が週休 2 日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (4) 対象工事の受注者は、4 週 6 休以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

（工事成績評定）

第 6 条 完全週休 2 日制工事における工事成績評定については、次に掲げる事項に基づき評価するものとする。

- (1) 完全週休 2 日取得率が 70%以上かつ、休日取得率が、28.5%（2 / 7）以上の場合、工事成績評定表の「6 社会性等 I 地域への貢献等」において評価する。
- (2) 完全週休 2 日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考 1 参照）

。

ア 日曜日から土曜日までを 1 週間として算出する。

イ 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5 週間として算出する。

ウ 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1 日当たり 0.5 週間分の休工週として加算する。

エ 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第 1 週目とする。

オ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。

2 週休 2 日制工事における工事成績評定については、次に掲げる事項に基づき評価するものとする。

(1) 休日取得率が、28.5%（2／7）以上の場合、工事成績評定表の「6 社会性等 I 地域への貢献等」において評価する。

(2) 休日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考2参照）。

ア 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。

イ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。

（取組証の発行）

第7条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式第1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第8条 この要領の対象工事における経費の補正については、次の表のとおりとする。

(1) 休工状況の適用区分

休日取得率に応じ、休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上 28.5%未満の場合	4週7休以上 4週8休未満
21.4%以上 25%未満の場合	4週6休以上 4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

(2) 補正率

それぞれの経費に次の表の休工状況の適用区分に応じて、各欄の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

休工状況の適用区分	4週6休以上	4週7休以上	4週8休以上
	4週7休未満	4週8休未満	

労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は別表による。

(3) 補正方法等

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を描く経費に乘じ、
休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補
正し、変更契約を行うものとする。

（工事名）

第9条 この要領の対象工事を発注するときは、当該工事名の末尾に「（週休2日）」を明記するものとする。

（特記仕様書）

第10条 この要領の対象工事を発注するときは、特記仕様書に以下のことを明示するものとする。

ア この要領の対象工事であること。

イ 対象工事において、第2条第3号に規定する非対象期間を設定する場合は、
非対象期間の内容

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

市場単価積算の補正対象及び補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧搾工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.00	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価の補正対象及び補正係数

名 称	規格・仕様	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

様式第 1 （第 7 条関係）

年 月 日

週休 2 日制工事取組証

名称又は商号

代表者名氏名 様

工 事 名		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所		
契 約 締 結 年 月 日		
工 期	(着工) (完了)	
最 終 契 約 金 額 ^{※1}	金 円	
完 了 年 月 日		
本 工 事 の 業 種 ^{※2}		
週 休 2 日 制 の 形 式		完全週休 2 日制工事
		週休 2 日制工事

※ 1 最終契約金額 1 千万円未満の工事は取組証発行対象外

※ 2 (例) 土木工事業の場合は P C 工事を含むため、「土木工事業 (P C 工事除く) 」と記載
(例) P C 上部工事の場合は「プレストコンクリート工事」と記載

東郷町長

印